

岩国市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を執行し、同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成30年5月28日

岩国市監査委員 氏 木 一 行

岩国市監査委員 山 本 修

岩国市監査委員 河 合 伸 治

1 監査の対象

本庁管内出張所

(柱島出張所、岩国出張所、平田出張所、装港出張所、川下出張所、愛宕出張所、灘出張所、小瀬出張所、藤河出張所、御庄出張所、北河内出張所、南河内出張所、師木野出張所、通津出張所)

2 監査の実施期間

平成 30 年 4 月 23 日から平成 30 年 5 月 17 日まで

3 監査の手続

この度の監査に当たっては、以前指摘した外部団体の事務の取り扱いがどの程度改善されたかを主眼として、事前に必要な資料の提出を求め、審査の結果選出した 3 箇所について、関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

4 監査の結果

外部団体の事務の取り扱いが、前回の定期監査に比べて移管されている出張所や、移管に向けての協議等が行われている出張所が見受けられた。

出張所業務は、市民や外部団体との関わりが多いなか、今後も協議を重ね、移管できるものは、速やかに移管していただくと共に、今以上、市民に寄り添った事務に努めていただきたい。

なお、次の事項について改善を要望します。

(1) 共通事項

外部団体の事務を取り扱うにあたり、早急に、市としての方向性を定めていただきたい。また、少なくとも会計事務の移管に向けて協議していただきたい。